

論 説

刑事裁判における被害者供述の信用性判断

—供述の対称性という視点からの検討—

我 藤 諭

1. はじめに
 2. 被告人供述と被害者供述の特性
 - 2.1. 事案の概要
 - 2.2. 本研究の分析の視点
 - 2.3. 分析の対象資料
 - 2.4. 分析方法
 - 2.5. 供述要素の分類結果
 3. 「供述の対称性」からの供述分析
 - 3.1. 同一の体験をしているにもかかわらず、食い違う供述内容
 - 3.2. 一方だけが供述する内容
 - 3.3. 供述の虚偽構成の可能性
 4. まとめ
- キーワード：被害者供述、供述分析、供述の対称性

1. はじめに

過去、誤った目撃証言によって誤認逮捕あるいは誤判がなされ、無実の人間がその人生を奪われるという悲劇が幾度となく起こっている。そこで、このような悲劇を繰り返さないために、心理学に対して、目撃証言に関してどのように判断すべきかという現実的な問題を解決する要求が高まり、一方心理学者もそれらの要求にこたえようとする試みが増えてきた。

目撃証言に関する心理学のアプローチは大きく2つに分類することができる。一つは、予測性のアプローチである。これは、事件から供述までの知覚・記憶保持・供述の各局面における諸条件を確定させて、それら条件を含む心理学実験を行い、一定の法則性を立てて、その法則性に照らし合わせて、目撃証言の信用性（真偽の可能性）を示すものである。実際の裁判で問題となる目撃証言は、時間的に一回的な事象であるが、このアプローチでは心理学実験により示

された一般的な法則性にあてはめて、このような条件の下での当該目撃証言の内容は真実の可能性が高い、あるいは虚偽の可能性が高いということを示すことになる。

Bartol & Bartol (1999) によれば、このような目撃証言の研究は、Cattell (1985) の研究が始まりだという。Cattellの研究は、コロンビア大学の学生56名に対して、「1週間前はどんな天気でしたか？」などの質問を行い、それらの質問にどれほど正確に答えられるのかを検討したものであった。Cattellの研究は、その後、欧州でBinet (1990) らの研究に引き継がれることになる。これら初期の研究は、記憶に基づく証言の誤りやすさを数量的に示したなどの意義があったものの、粗大な実験でしかなかった¹⁾。その後、このアプローチが発展するのは1970年代のLoftusらの研究 (eg. Loftus & Parmer, 1974) 以降である。ここでは、心理学研究の発展に伴い、知覚・記憶保持・供述の各局面を厳格に分離し、各局面における法則性を導き出してきた。そして、目撃証言に影響するであろう「質問の語法」、「凶器注目効果」、「事後情報効果」など認知や記憶に関するさまざまな研究成果が報告されることとなる。このような目撃証言の研究の成果は、目撃者が犯人を同定する「知覚－記憶保持－供述」のどの局面において、どのような誤謬が生じるのかを示すこととなり、予測される誤謬を未然に防ぐ科学的方法を示したものとして重要な意味を持つ。実際、イギリスでは研究成果に基づく目撃証言の取り扱いに関するガイドラインが作成されて実務規範として制度化されていたり (Police and Criminal Evidence Act 1984: Code of Practice Code C to E)、アメリカ合衆国でもラインナップおよび写真識別のガイドラインが提案されている (Wells et al., 1998)。日本においても、目撃証言・識別手続きに関するガイドライン (法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会 2005) が提案されている。

予測性のアプローチで得られた目撃証言に関する心理学的知見は、確かに目撃証言が問題となる事件でその有用性は大きい。しかし、このアプローチにも限界はある。実際の事件で問題となる目撃証言は、本質的に一回的になされるものである。よって、実験的方法で複数の被験者による反復実験で得られた法則性が、一回的な個別の目撃証言についてどのように当てはまるのかという問題が残ってしまう。また、問題となっている目撃証言に関して、実験的方法に

より法則性を導き出そうとすれば、その実験の諸条件を設定するためには問題となっている目撃証言自体に少なからず依拠せざるを得ない。さらに、実験的手法では、第3者の目撃証言を扱うことはできても、被害者などの事件の当事者の目撃証言を扱うのは、倫理的に難しい。

予測性のアプローチの限界性を見ると、目撃証言に関する問題が予測性のアプローチだけでは完結しえないことも確かである。そこで、おのずと個別の目撃証言そのものへのアプローチが求められる。それがもう一つのアプローチ、了解性のアプローチである。

了解性のアプローチとして挙げられるのが、伝統的に「供述分析」と呼ばれてきた方法である。「供述分析」は、個別の目撃証言そのものの内容を分析対象としており、その証言を一回的な歴史的事象として、その聴取過程を時間の流れに沿って記述、整理し、個別の目撃証言の真偽判断を了解的に診断しようとするものである。そして、その了解的な診断過程は、さまざまな心理学的な根拠に依拠しながら分析を進める。また、「供述分析」は実際に体験した出来事を語った証言と、実際に体験していないことを想像によって語り出した証言とのあいだには、質的に差異があって、それを判別する指標があるとの基本仮説に立っている。

この「供述分析」は、1960年代以降、Undeutsch やTrankell をはじめとして研究・実践されている。Undeutsch (1967) は、主として性犯罪被害者の数千にも及ぶ目撃証言を分析し、経験的にその証言の真実性を高める基準を抽出している。また、Trankell (1972) は証言の信用性鑑定のプロセスを体系化して示した。その後、「供述分析」の研究は展開され、Steller & Kohnken (1989) らの研究により、それまでの「供述分析」がより包括的にまとめられた。これは「Statement Validity Analysis (以下、SVA)」として目撃証言、特に子どもの性犯罪被害にあった子どもの証言を分析する方法としてまとめられている(Kohnken, 2004)²⁾。また、現実基準や真実基準と呼ばれる供述の真実性を示す指標は、「基準に基づく内容分析 (Criteria-Based Content Analysis; 以下、CBCA)」として、SVAの分析過程に含まれた。CBCAに示されている基準³⁾は、もともと実際の目撃証言などから経験的に抽出された基準を用いて分析を行う方法であるが、近年ではその基準の妥当性などが実験研究で検証されている

(Vrij, 2005)。さらに、現在ドイツやスウェーデンだけでなくアメリカやオランダなどにおいて、このSVAをもとに子どもの証言の信用性の鑑定がなされており、その鑑定結果も証拠として法廷で認められている (Vrij, 2005; 浅田、2005)。

さて、本研究では、強制わいせつ事案の被害者と被告人の供述を題材にして、2つのアプローチのうち後者の了解性アプローチの方法から被害者供述の検討を行う。

まず、強制わいせつ事案を選択した理由は、このような事案の場合、物的な証拠がほとんどなく、何が起こったのかさえ、被害者あるいは被疑者・被告人が語った供述証拠に拠らなければならないことが少なくないからである。そうになると、供述だけから事案の検討を余儀なくされる。その際に、被害者や被疑者・被告人の供述をどのように判断すればいいのかという分析方法を検討することは重要であると考えたからである。次に、了解性のアプローチを選択した理由は、1つに本研究で取り扱う事案は、実際の裁判で、性犯罪の被害者の証言内容そのものが問題になった事案であること、2つに証言内容そのものを検討するうえで、事案の特殊性から実験的手法による一般法則を導き出すのが困難であったからである。

2. 被告人供述と被害者供述の特性

2.1. 事案の概要

本研究で分析の対象とする事案は、X月22日18時30分ころ、商業店舗内で店長A（以下、被告人A）が従業員B（以下、被害者B）に対して、被害者Bの両腕を後ろ手にし、キスをし、さらに乳房を揉むなどしたとして訴えられた事案である。

被害者Bは、本事案について次のように述べており、その供述内容はおおよそ一貫しており大きく供述内容を変更した点はない。

午後6時30分ころに被告人Aに仕事を終わるように言われ、ロッカーの前でエプロンを外していると、被告人Aが近づいてきて耳を触ってきたので、

耳を触られないようにその場にしゃがみ込んで防ごうとした。すると、被告人Aは背後から両手を体にまわしてきて、しゃがんだまま持ち上げられ、ロッカーの横にある机の上に座らされた。そして、被告人Aに両手を後ろ手にされ、耳に息を吹きかけられた。さらに、被告人Aにあごを左手でおさえられ、キスをされた。それから被告人Aはあごを押さえていた手を離し、服の下に手を入れて乳房を揉まれた。そうされていると、お客さんが店にやってきて、その対応に被告人Aは店の方に出て行っただが、自分はその場を動くことはできなかった。そして、被告人Aが戻ってきた後、再び迫ってきたので手で制止すると、被告人Aはやめ、自己弁解を始めた。被告人Aはこのことを口外しないように口止めをしてきたが、了承せず、店を出た。店を出てすぐ彼氏に電話をし、被告人Aから襲われたことを告げると、彼氏が被告人Aと話をすると言い、いったん彼氏のところに行き、それから彼氏と店に行き、被告人Aと話をし、その場で彼氏が被告人Aを問い詰め、被告人Aはもう被害者Bには何もしないという約束をした。

一方、被告人Aは次のように本事案について述べており、やはりその供述内容はおおよそ一貫しており大きく供述内容を変更した点はない。

午後6時30分ころとなったので、被害者Bに仕事を終わるように言うと、被害者Bは奥のロッカーの所に行き、エプロンを外して帰る用意をした。それから、エプロンを片付けた被害者Bがカウンターの所にやってきて、被告人Aが被害者Bの耳を触ったり、被害者Bが被告人Aの脇腹を触ったりして、いつものようにくすぐりあいになった。しかし、外からお客さんから見られたら悪い印象を与えたい、被害者Bを肩に担ぎ、店の奥に行き、机の上に降ろし座らせた。そして、またくすぐりあいをはじめた。そうしているうちに被害者Bがブラジャーのホックが外れたと言いだした。そこで被告人Aは、「自分はブラジャーを早くはずせる」と言うと、被害者Bが「じゃあ試してみますか」と言うので、服の上からブラジャーを外してみせた。そして、またくすぐりあいになり、被害者Bが「ギブ、ギブ」というのでやめたのだが、被害者Bは再び被告人Aをくすぐってきた。そ

れで被告人Aは被害者Bの両手を後ろ手にして動かないようにし、被害者Bの耳を触っていると被害者Bがあえぎ声を出し始め、自分は被害者Bの耳に息を吹きかけた。そうして被害者Bにキスをしてもいいかと聞くと、被害者Bはうなずいたので被害者Bのあごを持ち、少しあごを上げてキスをした。そして、胸を触りたくなかったので手を被害者Bのトレーナーの中に入れて、被害者Bの胸を揉んだり摘んだりした。そうしていると、被害者Bが机から落ちかかっていることに気づき、いったん被害者Bを机から立たせて、被告人Aのセーターを机の上に敷き、再度被害者Bを机の上に座らせた。また、その際に外から見えないように、5段ボックスの中2枚の扉を開いて目隠しにした。そして、再び胸を触ったり首筋をなめたりしているときに、自動ドアが開く音がして、お客さんが入ってきた。そこで触るのをやめて、何もなかったふりをしてお客さんの対応に店の方に出た。お客さんが帰った後、続きをしようと、机の方に戻ったが、被害者Bに「落ち着いてください」と言われ、続きをするのをやめて、ロッカーの奥に置いてあった折りたたみ椅子に座り、被害者Bと話をした。そして、「二度とこんなことにならないようにしなければいけないので、もうくすぐりあいはやめよう」と言うと、被害者Bも納得し、さらに誰にも言わないようにと言うと、これも納得してくれた。被害者Bが帰った後、しばらくして被害者Bから電話があり、被害者Bの彼氏が話をしたいと言っていると告げられる。それから被害者Bと彼がやってきて、3人で話をし、彼氏に問い詰められ、謝罪をした。

さて、本事案が起こった翌日23日、被害者Bはいつもどおり出勤した。しかし、24日の朝、被害者Bは自分の母親に、本事案のことを訴え、出勤したくないと伝えている。娘の話を聞いた母親は出勤させられないと被告人Aに連絡を入れている。また同日には被害者Bは父親とともに被告人Aの母親と3人で話し合いの場を持っている。しかし、この話し合いは決裂し、その翌日25日には被害者Bは警察に被害届を提出し、26日に被告人Aは強制わいせつの容疑で逮捕されている。

本事案の特徴としては、本事案の争点は被告人Aと被害者Bの間に同意があ

ったかどうかという点であり、当日に被告人Aが被害者Bにキスをしたり胸を触ったりしたことには争いはないことである。また、証拠のほとんどが供述証拠であり、物的証拠はなく、本事案を直接目撃した第3者の供述もない。つまり、本事案が強制わいせつであったことを直接示す証拠は被害者Bの供述証拠のみである。

さらに、被害者Bは被告人Aに無理やりキスをされたり胸を触られたりしたという話を、一方被告人Aは被害者Bと同意のもとで性的な関係を持ってしまったという話を事件翌日から周囲の人間にしており、双方ともその内容は捜査段階の供述や公判段階の証言においてもほぼ一貫している。

2.2. 本研究の分析の視点

本研究では了解性のアプローチを用いて検討するものの、SVAの分析方法もそのまま使用することはできない。確かにSVAの評価方法は被害者や性的虐待を受けた子どもの供述に限られるのではなく、異なる文脈や成人の被面接者にも使用できることも示している。しかし、SVA一連の手続きが使用できるのは、自由に想起させて、促すようなことが最小限であった面接によって得られた供述だけとされている。よって、日本では被害者であってもその証言を聞かれるのは面接ではなく取調べであり、その内容は第三者の捜査官によって調書としてまとめられるので、SVAをそのまま適用することは難しい。ただ、SVA全過程は適用できないものの、その供述の現実性を判断する指標としてのCBCAは参照基準として用いることはできよう。

また、前述のとおり、被告人Aと被害者Bの証言はほとんど終始一貫した内容となっており、これまで日本で示されてきた変遷分析など（例えば、浜田2006）をそのまま分析方法として適用するのも困難な事例であった。これは、これまでの供述を分析する方法が、主に分析対象となる人物の供述のみを分析対象としていることが多く、例えば、直接的な加害―被害の関係にある人物同士の供述を照らし合わせながら検討した例はほとんど見られないことによる。

そこで、この事案でもっとも特徴的であった、被告人Aと被害者Bの双方が問題となっている出来事そのものを体験したこと自体は認めていることに注目した。本事案のように性犯罪の事案では、他の物的証拠がほとんどなく、被害

者と加害者とされる被告人の双方の供述調書だけで、被害者の供述だけが有罪を支える証拠となっている場合が多い。そして、それぞれの供述を慎重にかつ十分に吟味されないまま、被害者の供述が信用性のあるものとして取り上げられることが少なくない。

けれども、多くの性犯罪の裁判では、殺人事件とは異なり、いわば「加害－被害」とされる両当事者が問題となっている出来事を語る者が存在しているのである。特に、同意があったかどうか争点になっている場合には、その前提には双方が同じ出来事を体験しているということとなる。すると、被告人が自らの犯罪行為を隠蔽し刑を逃れようと同意があったかのように嘘の供述・証言しているのか、あるいは被害者が何らかの理由で虚偽の告発を行っているのかということになる。つまり、両当事者の一方が実際にあった出来事を体験に基づき証言しており、もう一方が実際にあった出来事を下敷きにして虚偽の証言をしていることとなる。

このように同一の出来事を体験したことを前提とする証言を検討するうえで、双方が問題となる出来事をどのように証言しているのかを「供述の対称性」という視点からみたときに、問題となっている出来事をそれぞれが何をどのように語っているのかより明らかになる。ここでいう「供述の対称性」とは、同じ出来事を経験した人物どうしが体験に忠実にそれを語る時、それぞれの供述内容は互いに対応しながらつりあいを保たれていることを示している。確かに起こった出来事への意味解釈はその人物が置かれている文脈（例えば、被害者か加害者か）によって異なるであろう。しかし、供述者の立場を考慮したとしても、出来事の中でなされた行為や交わされた会話などは意味解釈以前の「能動－受動」の領域に収まり、ものどものとが互いに対応しながらつりあいを保っている状態がそれぞれの供述はもちろんのこと、供述どうしにも示されるということである。よって、互いに自身の体験に忠実に語るのであれば、その供述は相手の供述と対称性を示すことになるであろうが、どちらかが実際の出来事を下敷きに虚構の内容を紛れ込ませた場合、もう一方はそれに対応する内容を供述できるはずもなく、双方が問題となる出来事を供述した際の「供述の対称性」は崩れてしまうのである。

そこで、「供述の対称性」を手がかりに被害者Bと被告人Aの供述の特性を抽

出する。

2.3. 分析対象資料

本事案において分析対象としたのは、被告人Aと被害者Bの捜査段階での供述記録である。これは、供述の体験性が中心問題であり、それが最初から争われている以上、事件から間のない早期の段階で供述した内容がもっとも重要だからである。初期の供述記録として被告人Aについては、司法警察員面前調書（以下、員面）5通と検察官面前調書（以下、検面）2通、被告人A立会いのもとでの検証調書1通がある。他方、被害者Bについては、その供述を記したものは、告訴調書と検面の2通しかなく、そのほか2通の実況見分調書のなかで被害者Bが捜査官への指示説明した内容などが記されているのみである。

これらの供述資料のうち、出来事の骨格しか供述していないものなど供述量が十分でないものや、本件の内容に関わらないものを除外して、分析の対象資料とした。

2.4. 分析方法

まず、分析対象としたそれぞれの供述調書などを録取・作成された時系列順に配置する。そして、主要な供述要素を抽出し、被告人Aと被害者Bの供述内容が対応するようにした。横軸に、被害者Bの供述要素（左側）と被告人Aの供述要素（右側）を配置し、縦軸に、両者の供述を行為の流れに沿って、次の6つのステージに分けて並べる。

- ・ステージⅠ「導入場面」：被害者Bがエプロンを外してから、被告人Aが被害者Bをロッカー奥の机に座らせるまでの場面
- ・ステージⅡ「わいせつ行為開始前場面」：机の上でくすぐりあいになり、ブラジャーのホック外しをして、被告人Aが被害者Bの両手を後ろ手に掴むまでの場面
- ・ステージⅢ「わいせつ行為本体場面」：被告人Aが被害者Bにキスをし、胸を触るわいせつ行為の中心場面
- ・ステージⅣ「わいせつ行為中断場面」：被告人Aが机から落ちかけた被害者Bを座りなおさせ、ボックスの扉を開いて外から見えないようにする場

面

- ・ステージⅤ「わいせつ行為終結場面」：お客さんが店に入って来て、被告人Aがわいせつ行為を止め、お客さんに対応し、そののち再開しようとロッカー奥に戻るが、そこで被害者Bに拒絶され、被告人Aが謝罪し、誰にも言わないように口止めして、被害者Bが店から帰る場面
- ・ステージⅥ「わいせつ行為抗議場面」被害者Bが店を出て、彼氏に電話を入れ、被害者Bと彼氏が店にやってきて、被告人Aと話し合う場面

さて、この6つのステージ全般にわたって、被告人Aと被害者Bの供述を比較して、各供述要素を次の4つに分類した。分類の項目としては、(1) 両者が合致している要素（共通項）、(2) 被害者Bが供述していて被告人Aが供述していない要素、(3) 被告人Aが供述していて被害者Bが供述していない要素、(4) 被告人A、被害者Bとも供述しているが、意味内容の食い違う要素の4つである。

次に、分類結果に基づき、両当事者の証言内容がずれていることを示す分類(2)から(4)の供述要素については、それぞれの供述内容について分析を行う。

2.5. 供述要素の分類結果

被告人Aと被害者Bの供述要素を分類した結果、表1のような結果となった。

(1) 両者が合致している要素は、表1で、被害者B・被告人Aにまたがって示している（表中に網掛けしている）。そこには、「被告人Aが午後6時30分くらいに被害者Bに仕事を終わるように言ったこと」、「被告人Aが被害者Bをロッカーの奥の机の上に座らせたこと」、「被告人Aが被害者Bの手を後ろ手にしたこと」、「被告人Aと被害者Bがキスをしたこと」、「被告人Aが被害者Bの胸を触ったこと」、「お客が来たので、被告人Aが対応のため店の方に行ったこと」、「お客が帰った後、被告人Aが続きをしようと思い、被害者Bに近づいていくと、被害者Bが拒否したこと」、「被害者Bと被害者Bの彼氏が被告人Aの仕事が終わるまで店外で待っていたこと」、「被告人A、被害者B、被害者Bの彼氏の3人で話をしたこと」という9つの供述要素が分類できた。

ここで注目しておきたいことは、本事案で問題となったわいせつ行為がすべ

表1：被告人Aおよび被害者Bの供述内容の概要比較

要素番号		被害者B	被告人A
ステージⅠ		被告人が午後6時30分くらいに被害者に仕事を終わるように言う	
	供述要素1	ロッカーの前でエプロンを外しているとき被告人が近づいてきて、耳を触られたのじゃがみ込んだ	ロッカーのところまでエプロンを外した被害者が被告人のいるカウンターのところに来て、そこですぐぐりあいになった
	供述要素2	ロッカー奥でしゃがみこんだところを後ろから抱えられて、机の上に乗せられた	カウンターのところまですぐぐりあいになった被害者を肩に担ぎ上げて、そこからロッカー奥まで運んで、机の上に乗せた
ステージⅡ		被告人が被害者をロッカー奥の机の上に座らせる	
	供述要素3		くすぐりあいになり、被害者がブラジャーが外れたと言った
	供述要素4		被告人が、ブラジャーを外すのが早いと言い、被害者が試してみますかと言って、被害者が被害者の背中に手を回してブラジャー外しをする
	供述要素5		再びくすぐりあいになり、被害者が「ギブ、ギブ」と言ったので、被告人は止めたが、それからまた被害者が被告人をくすぐり始める
ステージⅢ		被告人が被害者の両手を後ろ手にする	
	供述要素6		被害者の耳の穴を触っていると、被害者があえぎ声を出し始める
	供述要素7	被告人にあごをつかまれ、顔を被告人の方に向けられる	被告人がキスをしてもいいかときき、被害者がうなづいたので、被害者の顔を持ち、少し顔を上げた
		被告人が被害者にキスをする	
	供述要素8	被告人から口内に舌を入れたが、自分から舌を絡めるようなことはしなかったし、両手は後ろ手のままだった	キスで被害者と舌を絡めあつたし、被害者の両手を後ろ手に掴んでいた手も離して、自分の両手を机についていた
ステージⅣ		被告人が被害者の胸を触る	
	供述要素9	ブラジャーが外れていることに気づく	
	供述要素10		被害者が机から落ちかけていることに気づき、被告人のセーターを机の上に敷き、被害者を座りなおさせる
ステージⅤ		お客さんが来たので、被告人が対応のために店の方に行く	
		お客さんが帰った後、被告人が寝きそうと思い、被害者に近づいていくと、被害者が拒否したこと	
	供述要素12	被告人が自己弁解をする	役に帰り、イスに座って、被害者と話をする
ステージⅥ	供述要素13	被告人が誰にも言わないようにしつこく口止めをしたが、振り払って逃げるように店を出た	誰にも言わないように約束するが、被害者が飲んだらわからないなどと言って、店を出た
	供述要素14	彼氏に電話をし、被告人にいやらしいことをされたと話す	
	供述要素15		被害者から電話があり、被害者の彼氏が会いに行くと言えられる
	供述要素16		被害者の彼氏から電話がかかってくる
		被害者と被害者の彼氏が、被告人の仕事が終わるまで店外で待っている	
		被告人、被害者、被害者の彼氏の3人で話をする	

てこの共通項に含まれていることである。つまり被害者Bがその供述において被害を訴えたわいせつ行為のうち、行為そのものとして被告人Aが認めていないものはなかった。

このように本事案のわいせつ行為そのものは、すべて被告人Aと被害者Bとともに供述しているのだが、一方、そのわいせつ行為の詳細や前後の脈絡部分では、相互に異なっている点が相当数に及んでいる。そこで表1では、問題となる供述要素に通し番号を付けて、供述要素1～供述要素16として明示している。この表において四角のマスが空白になっている部分は、被害者Bの供述要素と被告人Aの供述要素を対照させたとき、一方が供述していて、他方が供述していない要素を表し（これが（2）（3）に分類される）、被告人Aも被害者Bも供述しているが、その供述内容が食い違っている要素については、被告人A供述と被害者B供述の間に「⇔」の記号を付している（これが（4）に分類される）。

まず、被害者Bが供述していて被告人Aが供述していない要素は、ステージⅥにある供述要素14「彼氏に電話して、被告人Aにいやらしいことをされたと話した」だけである。

それに対して、被告人Aが供述していて被害者Bが供述していない要素は、次の8要素であった。

- | | |
|-------|--|
| 供述要素3 | 被告人Aが、被害者Bをロッカーの奥の机に座らせた後、二人でくすぐりあいになり、被害者Bのブラジャーのホックが外れる |
| 供述要素4 | 被告人Aが、ブラジャーのホックを外するのが早いと言い、被害者Bが試してみますかと言って、被告人Aが被害者Bの背中に手を回してブラジャーのホック外しをする |
| 供述要素5 | 再びくすぐりあいになり、被害者Bが「ギブ、ギブ」と言ったので、被告人Aは止めたが、それからまた被害者Bが被告人Aをくすぐり始める |
| 供述要素6 | 被害者Bの耳の穴を触っていると、被害者Bがあえぎ声を出し始める |

- 供述要素10 被害者Bが机から落ちかけていることに気づき、被告人Aのセーターを机の上に敷き、被害者Bを座りなおさせる
- 供述要素11 ロッカーの5段ボックスの扉を2枚開いて、外から見えないようにする
- 供述要素15 被害者Bから電話があり、彼氏が会いに行くと言っていることを伝えられる
- 供述要素16 被害者Bの彼氏から電話がかかってくる

これらについては、被告人Aが、合意があったことを主張するために、想像して付け加えた虚偽の供述要素であるのか、それとも被害者Bが合意があったことを隠蔽するために、あえて言及を避けた供述であるのかを検討することとなる。

次に、被告人Aと被害者Bとがともに供述しているが、その意味内容が食い違った供述要素は7つある。

供述要素1 最初、被告人Aが被害者Bの耳を触る行為の始まった場所

これは本件の導入部分における食い違いである。わいせつ行為が店舗奥のロッカーの陰にある机の上で行なわれたことは、被害者Bと被告人Aともに認めているが、そこにいたるまでのところで、被害者Bは「ロッカー奥でエプロンを外していると、被告人Aが被害者Bのところに来て、耳を触られたのでしゃがみこんだ」と供述し、被告人Aは「ロッカーのところでエプロンを外した被害者Bが、被告人Aのいるカウンターのところに来て、そこでくすぐりあいになった」と供述する。

供述要素2 被告人Aが被害者Bをロッカー奥の机の上に乗せた、その乗せ方

被害者Bは「ロッカー奥でしゃがみこんだところを後ろから抱えられて、机の上に乗せられた」と供述し、被告人Aは「カウンターのところでくすぐりあいになった被害者Bを肩に担ぎ上げて、そこからロッカー奥まで運んで、机の上に乗せた」と供述する

供述要素7 キスする際の合意の有無

これは、被告人Aがキスをするときに同意を求めたかどうかという、本件の

争点そのものに関わる部分で、被害者Bは「合意はなかった」と供述し、被告人Aは「合意はあった」と供述する。

供述要素8 わいせつ行為そのものの態様

被害者Bは「被告人Aから口内に舌を入れられたが、自分から舌を絡めるようなことはしなかったし、両手は後ろ手に掴まれたままだった」と供述し、被告人Aは、「キスで被害者Bと舌を絡め合ったし、被害者Bの両手を後ろ手に掴んでいた手も離して、自分の両手を机についていたと思う」と供述する。

供述要素12 わいせつ行為の再開を拒絶され、謝罪する場面

被害者Bは「戻ってきた被告人Aが襲いかかってくるのを制止したところ、被告人Aが一方的に自己弁護を繰り返した、その間、最初に「止めてください」と言った以外には会話を交わしていない」と供述し、被告人Aは「戻って続きをしようと思ったが被害者Bに制止されて、我に返り、被害者Bといろいろな会話をし、二度とこんなことをしないでおうと話し合った」と供述する。

供述要素13 口止めされて店を出る場面

被害者Bは「しつこく口止めされたが、振り払い、逃げるように店を出た」と供述し、被告人Aは「誰にも言わないように約束するが、被害者Bは「お酒を飲んだら分からない」などと言って、店を出た」と供述する。

以上、同じ体験した被告人Aと被害者Bのそれぞれの供述を比較して、共通する内容、どちらかしか話していない内容、食い違う内容を抽出した。その結果、問題になるわいせつ行為そのものがあったことは、相互に過不足なく供述されているが、その行為の詳細や前後の脈絡については、両者の供述が大きく食い違っていることが確認された。

そこで、以下では、(2) 被害者Bが供述していて被告人Aが供述していない要素、(3) 被告人Aが供述していて被害者Bが供述していない要素、(4) 被害者B、被告人Aとも供述しているが、意味内容の食い違う要素について検討を行なう。

3. 「供述の対称性」からの供述分析

人は、その身体で生きる限り知覚や記憶はその身体から広がる世界に縛られる。つまり、当人の体験を基にした主観的現実を忠実に証言しようとするならば、証言内容に描き出される過去も当人の視点に閉じざるを得ない。しかし、想像や捏造したものを語る場合は、その点では自由な視点が取れてしまう。ただし、本事案のように「被害—加害」の両当事者が証言することが前提となっている場合、いくら想像とはいえ、その証言のなかに「相手」を組み込まざるをえない。なぜならば、その「相手」との言語的・身体的やりとりが問題となっているからである。

このような観点から供述の特性を考える場合、なされた供述が供述者の想像の範囲を超えているかどうかということが重要である。供述者が嘘をつこうとすれば、自らの想像能力や現有知識などを用いて虚偽を捏造しなければならない。しかし、そこで現になされた供述が、供述者の想像能力などの範囲を超えていれば、その供述は供述者の体験に基づいていると言える。

また、体験したことを忠実に記憶に基づいて供述すれば、その供述はおのずと「具体的かつ詳細」で、「迫真性」があり、「臨場感」に富むはずである。ただ一般にそのような特性をもった供述の体験性は高く、それゆえ信用性も高いとされるのだが、厳密に言えばこの判断基準には問題がある。というのも、たとえ実際の体験でなくとも、想像力によって、様々なことを十分に具体的かつ詳細に、また迫真性をもち、臨場感に富むかたちで供述することができるからである。このことは小説家が架空で語る物語がいかに臨場感をもって人々の心を捉えるかを見れば明らかである。とはいえ、もちろん誰もが小説家のような想像力を持ち合わせているわけではない。このことを逆に言えば、人の観察能力、現有知識、さらにそれによって想像を及ぼす範囲は、供述者によってそれぞれ限度がある。つまり、問題の供述内容がその供述者の想像力の範囲を超えるほどに「具体的かつ詳細」で「迫真性」「臨場感」に富んでいれば、それは実際の体験による可能性が高いと判断してよい。

ただし、注意しなければならないのは、これを単なるレトリックのレベルで理解したり、あるいは単に直感的な印象で、「具体的かつ詳細」であるとか

いとか、「迫真性」「臨場感」に富んでいるとか富んでいないとか、判断してはならないということである。つまり、「供述者の想像力の範囲を超える」供述内容が含まれているということについて、明確な根拠を示すことができてはじめて、体験性の有無を判別する判断基準となる。

たとえば性的知識を欠いている4～5歳の女兒が、男性から性的被害を受けて、男性の性器から「白いねばねばしたおしっこが出てきた」と供述したとする。そのとき、その女兒が男性の精液について知識を持っていないとすれば（そのことは社会心理学的調査で確認する必要がある）、この供述を嘘で捏造することができないことは明らかで、したがってこの供述はその女兒が実際に体験したことによるものと考える以外にない。つまり体験時点の供述者には想像もできないようなことがそのまま供述されていれば、その供述は体験に基づいており、それだけ信用性は高い。大人の供述においては、このような端的な例は稀であるが、供述者本人の想像力を超えた供述内容が含まれていることが、明確な根拠をもって示されることは少なくない。

そこで、本章では、同一の体験を供述しているにもかかわらず食い違う内容と、一方だけが供述していた内容について、それぞれの特性の表れ方から供述の体験性を検討する。

3.1. 同一の体験をしているにもかかわらず、食い違う供述内容

ここで検討するのは、導入場面であるステージⅠの被害者Bと被告人Aとがともに供述しているが、その意味内容が食い違った証言についてである。

まず、ステージⅠの問題の様相を整理しておくと、「被告人Aが午後6時30分くらいに被害者Bに仕事を終わるように言った」ところから「被告人Aが被害者Bをロッカーの奥の机の上に座らせた」ところまでの場面については、そもそも本件わいせつ行為の現場となるロッカー奥の机の上に、どのようにして被害者Bが乗せられることになったのか、そこにいたるまでの両者の行為が問題となる。

ステージⅠの証言内容を検討する上で重要な指標となるのが、供述された内容がその場の時間的空間的基礎を持ちえているかどうかということである。この点については、Undeutsch (1967) は「現実の出来事は時間的、空間的基礎を

持つ」と述べており、またSteller&Kohnken (1989) は、基準4「前後文脈に当てはまっている」のなかで、「前後の内容に当てはまって報告されているのであれば、それはその証言の信用性を示すものとして考えられる」と述べている。

供述が現実体験した出来事を語ったものならば、当然、それはその現場の時間的空間的状况に整合的におさまるはずである。実際、供述者が当の現場で供述通りの体験を行ったのだとすれば、供述した体験とその現場状況はおのずと合致し、供述のなかで、自分の行動や相手の行動が周囲の環境とじっくり整合的にかみ合うことになる。ところが、体験に根ざすことなく想像で語ったときには、頭で考えただけのものであるから、供述内容がその状況全体のなかに時間的にも空間的にも適合的に位置づけられないということがしばしば起こってくる。ここで時間的な状況については、二人の供述とも特に検討すべき点はない。問題は、供述のなかで述べられた二人の身体の動きが、現実の空間的状况にうまく適合するかどうかである。

現場のロッカー付近の位置関係を示すと図1のようになる。ここで「5段ボックス」と記されているのがロッカーであり、被害者Bは被告人Aに図中の机に乗せられたのである。

まず、被告人Aの供述では、カウンターのなかにいた被告人Aのところに被害者Bが来て、そこでふざけあいになって、被害者Bの腹部に左肩をあて、両腕で抱えあげて、ロッカーの奥の机のところまで運んだという。店舗の中でそのようなして女性を抱え上げて運ぶという行為は、確かに非常識ではある。しかし本件以前にも被告人Aが被害者Bに同様のふざけ行為をしたことは、被告人Aも被害

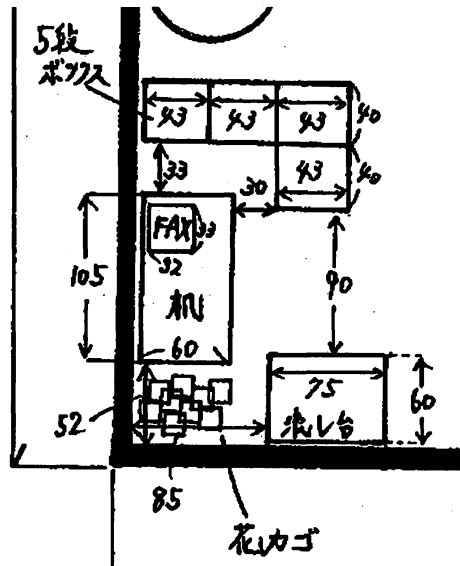


図1：現場周辺図

者Bも認めていることであって⁴⁾、この場のなかでは十分にありうることである。また店舗内の空間的状况としても、そうした行為が十分に可能であるし、また店外から見えてしまうカウンター付近ではふざけあえないので、外部からは見えないロッカー奥の狭い空間に移動するというのは、その空間的状况とも整合する。ただしこの供述そのものは、とりわけ特異とは言えず、この店舗を知っているものであれば、虚構でこれを想像し供述することは難しくない。

これに対して被害者Bの供述はどうであろうか。被害者Bは、被害者Bがロッカー前(図1の5段ボックスと流し台の間の位置)でエプロンを脱いでいるとき、卑猥なことを話しかけてきて、「突然、彼は私に襲いかかり両手で私の耳を触ろうとしてきましたので、私は両手で両耳を庇い、更に、その場にしゃがみ込んで防いだのです。すると、彼は上から私に覆い被さるようにして、今度は、両手を私の体に廻して締め付け、更に持ち上げましたので、私は抱きつかれたままの姿勢で立たされ、その場にあった机の上に座らされる格好になったのです」というもので、その場所ははっきり述べられている。しかしここでは、二人の位置関係が明示的に述べられていない。

この位置関係が明示されるのは、警察署内で行った実況見分調書での被害者Bの指示説明である。それによると、被告人Aが店舗のカウンターの方からロッカー前の被害者Bのところまでやってきて、それから被害者Bの背後にまわり、被害者Bの耳を触って、被害者Bがロッカーの前で店舗内の方を向いてしゃがんだところを、被告人Aが背後から手を回して持ち上げ、机の上に座らされたのだという。その様子は実況見分調書において再現されている。

ここで問題となるのは、現場状況の再現の問題である。警察署内で実況見分に用いた場所が、本件店舗内の実際の現場を忠実に再現したものになっておらず、その間に大きな差異があったことである。

現場見取図は、前掲の図1の通りで、ロッカーと流し台の間は90cm、ロッカーの端から机までが73cm、したがってロッカー前のスペースは90cm×73cmであり、畳半畳もない。それにロッカーの横から机の方向に向かうとすれば、左側に、流し台のところまで花木が置いてある。ロッカーと花木の幅はせいぜい60cmから70cmで、人一人が通れる程度しかない。

それに対して、実況見分調書の再現現場は、長机を使用しており、再現現場

のロッカー前のスペースは、おおよそ180cm×90cmだったと推測される。これは実際の現場の約2.5倍にもなる。いくら便宜的に作られた再現現場とは言え、無視できない差異である。このスペースならば、被害者Bが供述したようなやり方が問題なく実際の行為としてできたかもしれないが、実際の現場でそれができたかどうか、はなはだ問題だと言わざるをえない。

さらに、この被害者Bの供述が現実の空間的位置関係と整合しにくいところがある。それはこの狭い空間で、嫌がる被害者Bを抱えて持ち上げ、机の上に乗せるということが可能かどうかである。90cm×73cmの空間で、合意のもとに抵抗なく抱えて運ぶのならば問題はない。しかし被害者Bは無理やり背後から持ち上げられたのであるから、通常ならば、身体や手足を暴れさせるであろう。現に被害者Bは「手足をばたつかせて抵抗した」と供述している。1㎡もない場所で、暴れている被害者Bを背後から抱えてあげ、向かい合わせになるように机の上に乗せるのはきわめて困難である。また狭い空間で手足を暴れさせたならば、机の上の物が落ちたり壊れたり、ロッカーに足が当たったり、いろいろなことが起こるはずだが、そのような話は供述のなかに全く出てこず、さらに周囲の物の破損なども確認されていない。

真に体験の記憶に基づいた供述ならば、おのずとその現場の時間的空間的状况のなかに整合的におさまる。しかしこの被害者Bの供述は現場の空間的状况と折り合わない。被害者Bが頭の中だけで想像して供述したことが、結果としてこの現場の空間的状况とは合致しなかった可能性が大きいのである。

3.2. 一方だけが供述する内容

ここで検討するのは、一方だけが供述する内容である。しかし、被害者Bだけが供述している内容はステージⅥだけであり、これは被告人Aと同じ場所におらずかつ被告人Aとのやりとりではないので、当然被告人Aの供述には見られない。よって、この供述内容については、分析の対象外とする。よって、検討されるのは、ステージⅡとⅣの被告人Aが供述していて被害者Bが供述していない証言についてである。

まず、ステージⅡの問題の様相を整理しておくと、ステージⅡでは「被告人Aが被害者Bをロッカーの奥の机の上に座らせた」後、「被告人Aが被害者Bの手

を後ろ手にする」ところまでの場面については、被害者Bは何も供述しておらず、「机の上に座られる」とすぐに被告人Aから身体を押し付けられたまま「手を後ろ手にされた」ことになっているのに対して、被告人Aはここでわいせつ行為が本体にいたる前段階として、供述要素3・4・5のようなふざけあいがあったとしている。この点の対比が問題となる。

次に、ステージⅣの問題の様相を整理しておく、ステージⅣでは、わいせつ行為が行われている最中に、被告人Aは「被害者Bが机から落ちかけていたので、机にセーターを敷いて座りなおさせ」（供述要素10）、「ロッカーのボックスの扉2枚を開いて、外から見えないようにした」（供述要素11）として、これによってわいせつ行為がいったん中断したと供述しているが、被害者Bの供述にはこれに対応する部分がなく、ただ強引にわいせつ行為をされるままであったところ、お客が店に入ってきたことで、わいせつ行為が終わったという流れになっている。お客が来店する以前、わいせつ行為の最中に、被告人Aの言うような中断があったかどうかは、合意－非合意を判定するうえで重要な要因となる。

ステージⅡとⅣを検討するうえで重要な指標となるのが、Undeutsch (1967) が示す、具体的なユニークさの基準、内的一致－貫性の基準、独特な細部の基準、状況に合った感情表現の基準や、Steller&Kohken (1989) が示す、基準4「前後の文脈に当てはまっている」、基準5「互いの言葉や行動またその影響が供述されていること」基準6「会話部分が再現されている」基準7「出来事の最中に予期しないハプニングが起こったことを述べている」である。

まず、ステージⅡについての被告人A供述は、きわめて詳細で具体的である。被告人Aは本事案の22日から4日目の26日に逮捕され、さらに10日後に眞面をとられている。本件直後に被害者Bとその彼氏から抗議を受け、その後周囲の人と話していることもあって、本事案の詳細を繰り返し語る機会があった。それゆえ自分の身を守るために、「合意のもとでのわいせつ行為」のストーリーをあれこれ考え、自身のそれまでの性的行為の実体験をもとにして、ここでのような供述を作出することができなくはないかもしれない。しかし、このことを考慮したうえで、なおこの供述の具体性、詳細性、迫真性が相当のものであることは否定できない。被告人Aが供述したステージⅡでの両者のやりとりを、

相互に書き分けると

被告人1：被告人Aが耳を触り、被害者Bがわき腹をくすぐる

被害者1：被害者Bが「ブラジャーのホックが外れた」と言う

被告人2：被告人Aが「胸が小さいからだろう」と言う

被害者2：被害者Bは「胸を張った拍子に取れたのだ」と言う

被告人3：被告人Aが冗談で「ブラのホックを早くはずせる、やってみよか」と言う

被害者3：被害者Bが「やってみますか」と言い、自分でホックを止め、正対する

被告人4：被告人Aが被害者Bの左手を後ろに伸ばし、トレーナーの下に手を入れ、ホックを外す

被害者4：どちらかが「もう1回するか」と言い、被害者Bがホックを止めて正対する

被告人5：被告人Aが同じようにして再度ホックを外す

被害者5：被害者Bが「早いですね」と言い、「服の上からでも外せますか」と言う

被告人6：被告人Aは服の上からやってみるができず、「それは物理的に無理やろう」と言う

被害者－被告人：それから再度くすぐりあいになる

被害者6：被害者Bが「ギブ、ギブ」と言う

被告人7：被告人Aはくすぐりをやめる

被害者7：被害者Bがわき腹をくすぐりにくる

被告人8：被告人Aが「もう許さん、徹底的にこそばしてやる」と言い、こそばしにくる被害者Bの両手をつかみ、背中に回し、その両袖を左手で握り、腕が動かないようにした。

となって、供述上に言及された両者のやりとりを機械的に勘定しただけでも、そこには8往復16回にわたるやりとりが述べられている。

供述のなかに語られた場面に、こうしたやりとりがあることは重要である。

実際、頭の中だけで虚構を想像したときには、自分の行為を嘘で描くことは簡単にできて、そのとき相手がどうしたのかまで嘘で語るのは容易でない。その点で被告人Aがここで、自分の行為を、ただ一方的に供述しているのではなく、相互のやりとりを含めて供述されていることが注目される。しかも、被害者Bの発言から始まって、ブラジャーのホックを早く外せるかどうかといったやりとりは、独特のものであり、またきわめて具体的に詳細である。

さらに、このやりとりの終結部分は、被告人Aが被害者Bの両手を後ろに回して掴んだということになっていて、被告人Aと被害者Bの供述が合致する共通項部分に自然につながっている。

こうした供述の特徴を上記の基準に照らして言えば、Undeutsch (1967) の「具体的なユニークさの基準」、「内的一致—貫性の基準」、「独特な細部の基準」、「状況に合った感情表現の基準」を満たし、さらにSteller&Kohken (1989) の「前後の文脈に当てはまっている」、「互いの言葉や行動またその影響が供述されている」、「会話部分が再現されている」といった基準を満たす。これだけの基準を満たす供述を、普通の人が虚構で語るのはきわめて困難と言うべきであろう。つまり供述心理学的に見れば、この被告人Aの供述のもつ体験性は高いと見ることができる。

他方、被害者Bのこの部分の供述は、机の上に座らされ、身体を押し付けられたまま、自分の両手を後ろ手にして掴まれたと述べ、わいせつ行為をもっぱら被害的に受けたことを強調しただけであり、また被告人Aの言うくすぐりあいやブラジャーのホックを外す話は、ただそんなことはなかったというのみである。この供述については、体験性が高いとも低いとも判断はできない。

次に、ステージⅣの供述要素10・11は、被告人Aの供述にのみあって、被害者Bの供述にはこれに対応する部分がない。もし被害者Bの供述が真実なら、被告人Aのここでの供述は非合意を隠蔽し、合意的な脈絡を見せかけるために、虚構を作り出して付加したということになる。ただし、供述要素10は、わいせつ行為を途中で中断して、座りなおさせたというもので、合意—非合意が直接問題にならない部分である。

そのうえ、被告人Aのこの供述の流れとして見てみると、

被告人Aはキスし、乳首を触っているとき、右手に被害者Bの体重を感じる

被告人Aが目を開けてみると、被害者Bの腰が机の端から落ちかけていた
被告人Aは被害者Bを立たせ、花かごの上に置いていた自分のセーターを机の上に敷く

被告人Aは被害者Bをセーターの上に座らせる

被告人Aはロッカーの扉2枚を開けて、外から見えにくくする

被告人Aは被害者Bに「手を首に回して」と言う

被害者Bは「どうして」と言ったように思う

被告人Aは答えず

被害者Bは両手を自分の首に回してきた

被告人Aは被害者Bの首筋を耳まで嘗め、耳を軽く咬む

(このとき店のドアが開く音がする)

となっている。これは、ステージⅡのそれと同様、供述内容がきわめて具体的に詳細であり、また事の流れが自然に語られ、そこには被害者Bとの相互のやりとりも含まれており、虚構でこうした供述を作り出すのは容易でない。

「机から落ちかかっていた被害者Bをいったん机から立たせて、セーターを机の上に敷き、そこに座りなおさせた」という供述は、結果として、たしかに被害者Bとの間に合意があったことを強くうかがわせるが、逆に合意の見せかけを作る目的で、まったくの白紙からこの虚構を思い描いて付加することは非常に困難である。また、机に置いていた被告人Aの右手に「被害者Bの体重がかかってくるのを感じた」とか、被害者Bが机から落ちかかっていた「被害者Bが座りにくそうだと思った」という主観的印象が、前後の事の流れのなかに整合的にはまったかたちで語られている点も、これを想像で作り出すのは困難な部分である。

これはUndeutsch (1967) の「具体的なユニークさの基準」、「内的一致——貫性の基準」、「独特な細部の基準」、「状況に合った感情表現の基準」を満たし、Steller&Kohken (1989) の「前後の文脈に当てはまっている」、「互いの言葉や行動またその影響が供述されている」、「出来事の最中に予期しないハプニング

が起こったことを述べている」といった基準を満たす。この部分は、ステージⅡと並んで、その体験性が高いと見ることができる。

3.3. 被害者供述の虚偽構成の可能性

本章では、被害者供述と被告人供述の比較から抽出された供述の特性から、ステージⅠ、ステージⅡ、ステージⅣのそれぞれの供述の体験性について、供述分析のCBCAなどを参照にしながら検討を行なった。その結果は、被害者供述よりも被告人供述のほうがその体験性は高い可能性が示された。そうすると、被害者Bはその体験に忠実に供述していない可能性がある。

では、被告人Aが自分の体験した出来事を忠実に供述しているとしたとき、被害者Bはどのようなかたちで虚偽を構成したことになるのか。被害者供述と被告人供述の対立の構図を示した表1に手を加えて、本章で検討したステージⅠ、ステージⅡ、ステージⅣについてその虚偽構成のかたちを模式的に示すと表2と表3のようになる。

わいせつ行為の合意－非合意が問われているこの問題状況下で、実際には「合意があった」にもかかわらず、被害者Bがその真実を隠蔽し、問題のわいせつ行為が非合意・強制下で行われたかのように虚偽構成したとする。そのとき被害者Bは被告人A供述の各部分に対して、次の3つの対応を行ったことになる。

- 1 被告人Aの述べた供述について、被害者Bにとって不都合のないところは、そのまま認める
- 2 被告人Aの述べた供述について、被害者Bにとって不都合なところを、その意味内容を言い換えて、「合意がなかった」という自分のストーリーに組み込む
- 3 被告人Aの述べた供述について、被害者Bにとって不都合なところを、そのようなことはなかったと否認して、隠す

なお、被害者Bの供述には、被告人Aの述べなかった別の供述要素を付け加えて、自分のストーリーに組み込んだ部分はない。

被告人Aが体験に忠実に供述しているとしたとき、被害者Bはこの3つの対応をどのように行ったことになるのか、またそのやり方が「〈非合意－強制〉の

ストーリーに見せる」構成に適ったものになっているかどうか、その構成が被害者Bにどこまで可能であったかを検討する。

まず、被告人Aの述べた供述要素のうち、被害者Bがそのまま認めている点は、表1の被害者B・被告人Aにまたがって書き込まれている（網掛け部分）。これは、先に確認した「共通項」である。その9要素のうちわいせつ行為に直接間接にかかわる5要素はすべて、被害者Bの立場から見れば、被告人Aから「ロッカーの奥の机の上に座らされ」「手を後ろ手に掴まれ」「キスをされ」「胸を触られ」「お客が帰った後、続きをしようと、迫られ」という受身のもので、これらをそのまま認めることは、〈非合意－強制〉に見せかける構成として、まったく不都合はない。それ以外の4要素はわいせつ行為に無関係である。したがって共通項9項目をそのまま認めることは、この被害者Bの構成に矛盾しないし、また容易なことである。

次に検討するのは、ステージⅠについて、被告人Aが述べている供述要素が、被害者Bにおいて違ったかたちで供述されている点である（表2参照）。もし被告人Aの供述が真実で、被害者Bが強制的にわいせつ行為を受けたのだとすれば、この部分において、被害者Bは、実際の合意のニュアンスから〈非合意－強制〉のニュアンスへと、供述の意味内容を言い換えているはずである。ステージⅠでは、

被害者Bの方から被告人Aのところに来た → 被告人Aが被害者のところへ来た

表2：被害者供述の構成1

要素番号	被告人	被害者
ステージⅠ	被告人が午後6時3.0分くらいに被害者に仕事を終わるように言う	
	ロッカーのところでエプロンを外した被害者が被告人のいるカウンターのところに来て、そこでぐすぐりあいになった。	ロッカーの前でエプロンを外している被告人が近づいてきて、耳を触られたのでしゃがみ込んだ
	カウンターのところでぐすぐりあいになった被害者を肩に担ぎ上げて、そこからロッカー奥まで運んで、机の上に座せた。	ロッカー奥でしゃがみこんだところを後ろから抱えられて、机の上に座せられた
	被告人が被害者をロッカー奥の机の上に座らせる	

耳の穴を触ったり、くすぐられたりで、ふざけあった → 被告人Aから
耳の穴を触られた

ここで被告人Aが体験に忠実に供述しているとして、被害者Bはこの供述の
合意のニュアンスを、そのまま〈非合意－強制〉のニュアンスに置き換えるこ
とが可能である。もちろん、その逆の解釈も可能で、これだけでは被害者Bが
体験に忠実に供述していないとは判定することはできない。

次に、被告人供述には被害者供述でまったく言及されていないステージがあ
る。表3を見れば明かなように、被告人供述のステージⅡとステージⅣの供
述が、被害者供述には存在しない。

ステージⅡで被告人Aは、「被害者をロッカーの奥の机に座らせた後、二人で
くすぐりあいになり、被害者のブラジャーのホックが外れ」、それがきっかけ
になって「ブラジャーのホックを外すのが早いと言い、被害者の背中に手を回
してブラジャーのホック外し」を繰り返し、そののち「再びくすぐりあいにな
り、被害者が「ギブ、ギブ」と言ったので、止めたが、それからまた被害者が
くすぐりにきた」と供述して、最後はくすぐってくる被害者Bの両手を後ろ手
にして掴んだという流れになっている。ところが被害者Bの供述にはこの部分
がまったくなく、ステージⅠで被告人Aによってロッカー奥の机の上に乗せら

表3：被害者供述の構成2

要素番号		被告人	被害者
		被告人が被害者をロッカー奥の机の上に座らせる	
ステージⅡ	供述要素 3	くすぐりあいになり、被害者がブラジャーが外れたと 言った	否認する 
	供述要素 4	被告人が、ブラジャーを外すのが早いと言い、被害者 が試してみますかと言って、被害人が被害者の背 中に手を回してブラジャー外しをする	
	供述要素 5	再びくすぐりあいになり、被害者が「ギブ、ギブ」と言 ったので、被告人は止めたが、それからまた被害者が 被告人をくすぐり始める	
		被告人が被害者の両手を後ろ手にする	
ステージⅣ	供述要素 1 0	被害者が机から落ちてきていることに気づき、被告人 のセーターを机の上に敷き、被害者を座りなおさせる	否認する 
	供述要素 1 1	ロッカーの5段ボックスの扉の中2枚を開いて、外から 見えないようにした	

れた後は、ただちに両手を後ろ手に掴まれ、あごをつかまれて強引にキスされるというステージⅢに直結している。

被告人Aが体験に忠実に供述しているのであれば、このステージⅡは被害者Bにとって伏せておく以外にない部分である。実際、ステージⅡは被告人Aと被害者Bとのふざけあいの場面で、そこには強制性はなく、あくまで相互的なふざけあいになっていることからして、被害者Bが〈非合意－強制〉のニュアンスを強調する構成をするうえで、明らかに不都合である。しかしステージⅠのように、この供述要素の存在を認めたまま、〈非合意－強制〉のニュアンスを強調する方向に言い換えることは困難である。そこでこのステージそのものを除外して、ステージⅠからステージⅢへと直結させて、ステージ全体を除外するだけであれば、想像をめぐらす手間もいらない。被害者Bにとって、十分に可能な虚偽構成である。

ステージⅣも同様である。被告人Aがここで「被害者が机から落ちかけていることに気づき、被告人Aのセーターを机の上に敷き、被害者を座りなおさせた」というのは、わいせつ行為本体を中断しての行為であって、〈非合意－強制〉のニュアンスを否定する。それゆえ被害者Bが〈非合意－強制〉を主張するうえで不都合な部分であり、そうかと言って、これを〈非合意－強制〉の流れに言い直すのも難しい。結果として、この部分を排除し、わいせつ行為本体のステージⅢから、店にお客が来て、そのわいせつ行為が終結するステージⅤへと直結するのが、もっとも容易な構成である。

こうしてみれば、ステージⅡ、ステージⅣの被告人A供述を無視して、そこには何もなかったかのように、ステージⅠ→ステージⅢ→ステージⅤへと直結するのは、きわめて一般的な性被害の文脈となり、そのように構成しなおすのは容易であり、そこには豊富な想像力もいらない。

よって、本章で検討した被害者Bが本事案について供述した内容は、供述分析の現実性基準に満たず、さらに実際に体験した出来事を下敷きにして、〈非合意－強制〉のストーリーに見合うように構成しなおしたり、〈非合意－強制〉のストーリーに変換が難しい内容は削除することによって、本事案を〈非合意－強制〉の文脈に置き換えた可能性が高いことが示唆される。

4. まとめ

本研究では、被害者Bと被告人Aの「供述の対称性」という観点を手がかりに、それぞれの供述の特徴を示し、その特徴からそれぞれの供述の体験性を検討できるかを試みた。「供述の対称性」という観点からは、本事案の骨格と言うべき部分に関しては、被害者Bと被告人Aのどちらの供述内容にも挙がっている。これは、両者とも本事案そのものを認めていることがそのまま表れているといえるだろう。しかし、裁判上での同意があったかなかったかの問題以前に出来事の骨格は同じであるにもかかわらず、両者が供述する骨格の前後の文脈は全くと言っていいほど異なるものであった。そこで、ステージⅠ、ステージⅡ、ステージⅣの被害者供述と被告人供述についてこれまでの供述分析のなかで提示されてきた基準を用いて、体験性について検討し、さらに被害者供述についてその構成のあり方を検討した。その結果、本研究自体は、どちらの供述のほうが信用性があるのかどうかには言及するものではないが、検討したステージについては、被害者Bの供述よりも被告人Aの供述のほうが体験性が伺え、さらに被害者Bが合意のあった出来事を〈非合意－強制〉の文脈に置き換えた可能性が示唆された。

しかしながら、本事案のように同一の出来事を体験した者どうしが、その出来事が「被害－加害」といった利害関係を生み出したとき、どのような供述をするのかというそもそもの法則性はこれまで実証的にも確認はされていない。本事案に照らせば、実際には加害行為を行っているにもかかわらず自らを守るために嘘をつき、実際の出来事をどのように再構成するのか、あるいは実際には加害行為もなかったにもかかわらず被害を受けたかのように見せるために嘘をつき、実際の出来事をどのように再構成するのかという心理学的な一般法則がないのが現状であろう。

今後、同一の出来事を体験した者の供述の対称性という観点を現実の供述分析で活用していくために、人はそもそも共有された出来事をどのように語るのか、さらには自らの利益になるようにするために、あるいは不利益にならないようにするために共有された出来事をどのように語りなおすのかを実証的に検討する必要があるだろう。

引用・参考文献

- 浅田和茂 (2005) 刑事鑑定と心理学 村井敏邦編『刑事司法と心理学－法と心理学の新たな地平線を求めて』日本評論社 p 15-36
- 浜田寿美男 (1998) 『私の中の他者』金子書房
- 浜田寿美男 (2002) 『くそ』を見抜く心理学』NHKブックス
- 浜田寿美男 (2006) 『自白が無実を証明する』北大路書房
- 厳島行雄・仲真紀子・原聰 2003 目撃証言の心理学 北大路書房
- Kohnken, G., (2004) Statement Validity Analysis and 'detection of the truth' In P. A. Granhag and L.F.Stomwall ed *The Detection of Deception in Forensic Contexts* Cambridge University Press
- Loftus, G. R. & Loftus, E. F. (1976) Human Memory : The Processing of Information (大村彰道訳、『人間の記憶』、1980、東京大学出版会)
- Loftus, E. F. & Palmer, J. C. (1974) Reconstruction of automobile destruction: An example of the interaction between memory and language. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 13, 585-589
- Neisser, U. 1982 *MEMORY OBSERVED: Remembering in Natural Contexts* (富田達彦訳、『観察された記憶 (上)』、1988、誠信書房)
- 菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢香編 2005 法と心理学のフロンティアⅠ・Ⅱ巻 北大路書房
- Steller, M., & Kohken, G. (1989) Criteria-Based Statement Analysis In D. C. Raskin ed., *Psychological Methods in Criminal Investigation and Evidence*(Pp217-245). New York, NJ: Springer
- Trankell, A. (1972) "RELIABILITY OF EVIDENCE" (植村秀三訳『証言のなかの真実』(1976))
- Undeutsch, U. (1967) Beurteilung der Glaubhaftigkeit von Zeugenaussagen *Forensische Psychologie* U. Undeutsch ed. (植村秀三訳『証言の心理』(1973))
- Vrij, A. (2005) CRITERIA-BASED CONTENT ANALYSIS A Qualitative Review of the First 37 Studies Psychology, Public Policy, and Law, Vol.11, No.1, 3-41
- 渡部保夫 (監)・一瀬敬一郎・厳島行雄・仲真紀子・浜田寿美男 (編著) 2001 目撃証言の研究—法と心理学の架け橋を求めて 北大路書房
- Wells, G. L., Small, M., Penrod, S., Malpass, R. S., Fulero, S. M., & Brimacombe, C. A. E. (1998) Eyewitness identification procedure: recommendation for lineups and photospreads. *Law and Human Behavior*, 22 603-647

注

- 1) 当時の心理学者が、記憶や証言について研究をはじめ、証言の信用性に疑問を投

げかけたことは重要なことであるが、現在の基準から考えると、それらの実験計画などは十分なものではなかった。U. Neisser (1982) は、初期の研究のひとつである W. Stern の実験を示しながら、証言が信頼できないという主張を認めつつも、その実験方法や分析方法に対して疑問を投げけている。

2) Kohnken (2004) は、Statement Validity Analysis (SVA) の分析手順を以下のように示している。

①事件書類の分析

②供述の起源に関する仮説の設定

③仮説を検証する適切な評価方法の決定

④目撃者の調査

- ・ 目撃者あるいは保護者への生育歴に関する面接
- ・ 人格に関する質問紙調査、認知能力検査の実施
- ・ 問題となる出来事についての目撃者への面接

⑤CBCAを用いた供述（あるいは関連する部分の供述）の内容分析

⑥CBCAの結果を考慮した評価

- ・ 目撃者の認知能力（例：言語能力、創造力、一般知能）
- ・ 目撃者の特定の知識や経験（例：以前の性的虐待における性的経験、ポルノビデオやポルノ本を見たことがあるかどうか、同じような出来事を他の人物と会話をしたことがあるかどうか）
- ・ 事件の特徴（例：問題となる出来事から面接までの時間間隔、出来事の複雑さ）

⑦他の供述との一貫性の分析

⑧供述の起源やその変遷に関する分析

- ・ 初めて発覚した際の状況
- ・ 初めて打ち明けた際の周囲の人の反応
- ・ 以前の面接

Kohnken (2004) は、「さまざまな評価方法の結果を考慮して仮説を評価する。仮説は、診断結果と矛盾するのであれば棄却される。また、供述が自身の経験ではなく他に起源があるとするすべての仮説が棄却されたならば、その供述の正確性は認められる」と述べている。

3) Steller&Kohnken (1989) は、UndeutschやTrankellらの先行研究から真実供述の特徴をCriteria-Based ContentAnalysisとして、以下のようにまとめている。

【全体的な特徴】

1. 全体的に筋が通った内容であること
2. まとまらない形で供述されていること
3. 出来事の詳細部分が豊富に語られていること

【特有の内容】

4. 前後の内容に当てはまっていること
5. 互いの体が接触していることが供述されていること
6. 会話部分が再現されていること

7. 出来事の最中に予期せず事態が複雑になっている事を述べていること

【内容の特性】

8. 独特な詳細部分が供述されていること

9. 出来事の流れとは関係のない詳細部分が供述されていること

10. 誤解した詳細な部分を正確に報告していること

11. 出来事とは関係のない事を関係付けようとしていること

12. 証人の具体的な精神状態が報告されていること

13. 出来事が加害者の精神状態に委ねられているように供述すること

【動機に関わる内容】

14. 自発的に証言を訂正しようとしていること

15. 証人自信の記憶が欠けている事を認めていること

16. 証人自身が自らの証言に疑念が生じていること

17. 証人が自らを卑下するような供述をしていること

18. 証人が加害者を許すような供述をしていること

【犯罪特有の要因】

19. 犯行の特徴を詳細に供述していること

4) 以前に被告人Aが被害者Bを肩に担ぎ上げたということはそれぞれの供述調書に記されている。ただし、このような補足的事実をどの程度分析に用いるのかについては、Trankell (1972) の「準拠枠としての社会心理学」や「形式的構造分析」の議論を参照のこと。